

# (1) 特別徴収から普通徴収（個人納付）への切り替え

【記入例】(10月分まで給与引きした事例)

退職や休職等により特別徴収を継続できなくなり、未徴収税額を本人が納付する場合

付 受 印  <b>6</b>	市町村民税 道府県民税	給与支払報告 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書																
	姫路市長	2024年10月22日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏名)	姫山商事 株式会社					担 当 者	給 与 氏 名	乙山 春子					5 年 度 特別徴収 指定番号	宛名番号	6 年 度 特別徴収 指定番号
			所在地 (住所)	姫路市安田4丁目1番地						電 話	079-221-1234						0912345678		5
	フリガナ	ヒメジ タロウ	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法										
給 与 所 得 者 所	氏名	姫路 太郎					2024年 10月17日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)										
	生年月日	明・大・昭・平 3年2月9日生			6月分 10月分まで	11月分 5月分まで													
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		120,000 円	50,000 円	70,000 円													
	1月1日 現在	姫路市延末1番地																	
	異動後	同上																	
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。 ※事業主及び従業員による普通徴収への切替はできません。																			
送付した税額決定・変更通知書を参照の上、金額を記入してください。			特別徴収指定番号	氏名	退職日・死亡日等	金額	円を	月分											
新しい給与支払者(特別徴収義務者)の名称			担当者連絡先	電話	受給者番号														
法人番号					納入書の要否 (新規の場合のみ)	1 必要 2 不要													

令和6年度(2024年度)税額通知書に記載されている宛名番号を記入してください。

指定番号を記入してください。

120,000 円 50,000 円 70,000 円

退職日・死亡日等

## ◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一 括 徴 収	理由	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考
		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日		左記の一括徴収した税額は _____ 月分で納入します (翌月10日納期限)
	理由	一括徴収しない場合			
		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 3 死亡による退職のため。			

該当する番号を○で囲んでください。

## (2) 退職等による未徴収税額の一括徴収

【記入例】(本人の申出により11月分で残額を全て徴収する場合)

異動の日(退職日等)が1月1日から4月30日までは本人からの申し出がない場合でも、未徴収税額の一括徴収が義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)  
ただし、未徴収税額を超える給与・退職手当の支払いがない場合は、普通徴収(個人納付)に切り替えることができません。また、上記の期間以外の場合で本人が一括徴収を希望する場合も一括徴収は可能です。

令和6年度(2024年度)税額通知書に記載されている宛名番号を記入してください。

指定番号を記入してください。

0912345678

5

付受印		市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書													整理番号				
6		姫路市長		2024年10月22日提出		給与(特別徴収義務者)		名称(氏名) 姫山商事 株式会社			所在地(住所) 姫路市安田4丁目1番地			担当者 氏名 乙山 春子			電話 079-221-1234			5年度 特別指定 宛番号		6年度 特別徴収 指定番号 宛番号	
フリガナ		ヒメジ タロウ		新姓		(ア) 特別徴収税額(年税額)			(イ) 徴収済税額			(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)			異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法				
氏名		姫路 太郎				120,000 円			6 月分から 10 月分まで			5 月分まで			2024年 10月17日		1 転勤 ② 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他		1 特別徴収継続 ② 一括徴収 3 普通徴収(本人が納付する)				
生年月日		明・大・昭(平) 3年 2月 9日生																					
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																					
1月1日現在		姫路市延末1番地																					
異動後		同上																					
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。 ※事業主及び後継者による普通徴収への切替はできません。																							
新しい給与支払者(特別徴収義務者)		所在地〒		特別徴収指定番号		担当者氏名		電話番号		退職日等		受給者番号		納入書の要否(新規の場合のみ)		納入月を記入してください。							
		(フリガナ) 名称		同じ金額を記入してください。		氏名		電話番号		退職日等		受給者番号		納入書の要否(新規の場合のみ)		納入月を記入してください。							
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。																							
一括徴収する場合		徴収予定月日		徴収予定額【(ウ)と同額】																			
理由		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。		11月13日		70,000 円														左記の一括徴収した税額は、11月分(翌月10日納期限)で納入します。			
		2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。																					
理由		1 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。																					
		2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。																					
		3 死亡による退職のため。																					

該当する番号を○で囲んでください。

### (3) 新しい事業所で特別徴収継続

【記入例】(11月分よりの事業所で特別徴収をする場合)

転勤・転職により新しい事業所で特別徴収を継続することができます。  
ただし、新しい事業所と連絡が取ることが困難な場合は別の徴収方法を選択してください。

新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録がない事業所で電子的税額通知の受取方法を希望する場合は姫路市HP掲載の「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」をご提出ください。※eLTAXで給報を提出している場合のみ選択できます。

付 受 印 6		市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書																				
姫路市長		姫路市安田4丁目1番地		姫山商事 株式会社		担当 乙山 春子 電話 079-221-△△△△																				
2024 年 10 月		退職前の事業所での徴収分を記入してください。		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		令和6年度(2024年度)税額通知書に記載されている宛名番号を記入してください。		指定番号を記入してください。		特別徴収指定番号 宛名番号 0912345678		特別徴収指定番号 宛名番号 5														
給 与 所 得 者	フリガナ	ヒメジ		(イ) 徴収税額(金額)		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法														
	氏名	姫路 太郎		6 月分から		11 月分から		2024 年		① 転勤 2 退職		① 特別徴収継続														
	生年月日	明・大・昭・平 3 年 2 月 9 日生		10 月分まで		5 月分まで		10 月 17 日		3 死亡 4 休職		2 一括徴収														
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		120,000 円		50,000 円		70,000 円		a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外( )		3 普通徴収(本人が納付する)														
住 所	1月1日現在	姫路市延末1番地								6 その他																
異動後	同上																									
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。 ※事業主及び従業員の希望による普通徴収への切替はできません。																										
新しい給与支払者(特別徴収義務者)	所在地〒670-0001	姫路市本町68番地		特別徴収指定番号		担当者氏名		安田 税子		左記特別徴収義務者(担当 安田 氏)へは		月割額 10,000 円を 11 月分														
	(フリガナ) 名称	カブシキガイシャ コウヤマ 株式会社 甲山		0912345687		担当者連絡先 氏名		電話		079-221-7890		月割額		月割額												
	法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7										受給者番号		納入書の要否(新規の場合のみ)		必要 ② 不要										
◎給与等の支払を受けた後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。																										
徴 収 理 由	新しい事業所の所在地・名称・法人番号等を記入してください。		特別徴収指定番号、法人番号が不明な場合は空白で結構です。		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)		新しい事業所へ連絡してください。		そして、担当者名、月割額、開始月を記入してください。		納税義務者用通知が電子の場合、受給者番号の記載が必須となります。		※連絡が取れない場合は原則、普通徴収になります。													
	一括徴収しない場合																									
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。		2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。		3 死亡による退職のため。																					